

ご存じですか？

— 牛の精液・受精卵は動物検疫の対象物品です —

先日、動物検疫所の輸出検査を受けずに、海外へ和牛の凍結精液・受精卵が持ち出された事例がありました。この凍結精液・受精卵は、全量廃棄処分となりました。

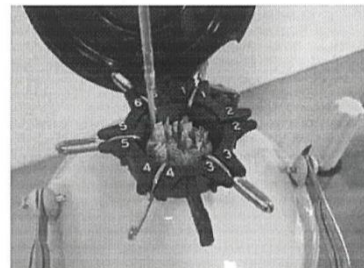
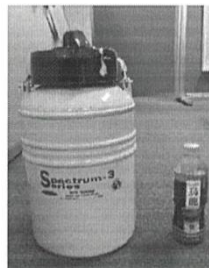
牛の精液や受精卵は、海外への持ち出し・海外からの持ち込みのいずれも動物検疫の手続きが必要です。

和牛の精液や受精卵は、現在、どの国にも輸出することが出来ません。

不正持ち出しを疑う事例や照会事例がありましたら、家畜保健衛生所までご連絡下さい。



【参考】不正に持ち出され廃棄された受精卵等



山梨県東部家畜保健衛生所

電話：055-262-3166 FAX：055-262-3108

夜間・土日・休日の連絡先：090-5535-8005

土日・休日の連絡先：090-5544-7868